

近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更  
認可申請に係る審議（５回目）

1. 日 時

令和４年７月２８日（木） １０：３０～１０：４０

2. 場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 佐藤雅、宮田、本間、内山、佐藤由紀

4. 議事概要

- 令和４年４月２１日（木）、同月２６日（火）、５月１２日（木）及び同月２４日（火）の審議並びに７月１４日（木）の公聴会及び同月１５日（金）の現地視察を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請事案について、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第７条の２の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。